

豊中市立野田こども園
民間移管に係る移管先事業者募集要項
【開園：令和10年（2028年）4月1日】

豊中市こども未来部こども政策課

令和7年（2025年）8月



子どもにとって一番いいことは何か、考えよう。

※受付期間：令和7年（2025年）8月27日（水）～10月31日（金）

目次

1. 募集の趣旨	3
2. 民間移管対象施設	3
3. 応募の資格・条件	4
(1) 応募の資格	4
(2) 応募の条件	4
(3) 職員の配置	6
(4) 貸付土地	7
(5) 整備	8
(6) 地域住民等への説明	9
(7) 市関係部局との調整	10
4. 教育・保育事業の概要等	10
(1) 事業規模	10
(2) 実施事業	10
5. 幼保連携型認定こども園整備に係る補助金等	12
(1) 補助金	12
(2) 財産処分	12
6. 移管に向けた取組み等	13
(1) 三者協議会の設置	13
(2) 引継ぎ・共同保育	13
(3) アフターフォロー	16
7. 審査・選定	17
(1) 審査及び事業スケジュール	17
(2) 審査方法等	18
(3) 審査項目	19
(4) 選定後の手続き	20
(5) 設置・運営者決定の取り消し	20
8. 応募手続き	21
(1) 応募書類の提出について	21
(2) 応募に関する質問の受付・回答	22
9. 提出・問合せ先（事務局）	22
10. 提出書類一覧	23

【参考資料（野田こども園における教育・保育関係）】

- 参考資料1. 豊中市立幼保連携型認定こども園全体計画
- 参考資料2. 豊中市立こども園年齢別デイリープログラム [一日の流れ]
- 参考資料3. 食育計画
- 参考資料4. 令和7年度（2025年度）年間行事予定表
- 参考資料5. 令和7年度（2025年度）こども園のしおり
- 参考資料6. 公立こども園における地域支援事業

【参考資料（貸付土地関係）】

- 参考資料7. 現況実測平面図
- 参考資料8. プール部分新築平面図他
- 参考資料9. 地歴調査業務委託報告書
- 参考資料10. 土壌調査業務報告書（対象箇所：5, 6）
- 参考資料11. 試掘状況現況写真（対象箇所：15, 16）
- 参考資料12. 公図
- 参考資料13. 登記簿

※貸付土地関係の参考資料は現場説明会に参加の事業者のうち、本募集に申し込む予定の事業者に限り配布します。

【参考資料（その他）】

- 参考資料14. 社会福祉法人に係る審査基準
- 参考資料15. 令和7年（2025年）4月入所選考後欠員表
- 参考資料16. 豊中市立野田こども園民間移管に係る移管先事業者募集要項募集スケジュール

【参考資料（豊中市条例・要綱等）】

- 参考資料17. 豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例
- 参考資料18. 豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 参考資料19. 豊中市幼保連携型認定こども園設置認可要綱
- 参考資料20. 豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認に関する要綱
- 参考資料21. 豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者運営費補助金要綱
- 参考資料22. 豊中市一時保育事業実施要綱
- 参考資料23. 豊中市人権保育基本方針
- 参考資料24. 豊中市障害児保育基本方針
- 参考資料25. 豊中市教育保育環境ガイドライン
- 参考資料26. 豊中市民間保育所等整備費補助要綱
- 参考資料27. 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱
- 参考資料28. 民間保育所整備事業の手引

1. 募集の趣旨

本市は、「第2次豊中市公立こども園整備計画」に基づき、公立こども園の再整備を進めています。本市では、少子化が進む一方で、共働き世帯の増加により教育・保育の申し込みが増加しており、待機児童が発生しています。また、子育てに対する不安を抱える保護者が増加し、教育・保育や子育て支援に対するニーズは多様化しています。さらには、保育人材の確保も重要な課題となっており、教育・保育の質の維持・向上のためには、保育人材の確保と定着が不可欠です。

このような状況を踏まえ、本市では、公立こども園がこれまで担ってきたセーフティネット機能を中心に、地域の子育て支援拠点としての機能を強化し、多様な子育て支援ニーズに対応するため、民間事業者のノウハウと創意工夫を導入することが不可欠であると考えています。

このたび、豊中市立野田こども園（以下、野田こども園という。）において、質の高い教育・保育サービスを提供し、地域の子育て支援に貢献いただける意欲のある事業者を募集いたします。本募集を通じて、民間事業者の柔軟な発想と運営ノウハウを活かし、より質の高い教育・保育サービスの提供をめざします。

2. 民間移管対象施設

【園名】豊中市立野田こども園

【開設】昭和47年（1972年）4月1日

【所在地】豊中市野田町1-2 ※共同利用施設野田センターとの複合施設

【床面積】875.85㎡

【園庭面積】345.00㎡

【定員】合計90人

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	—	—	—	1	1	2	4
2・3号	0	15	15	16	20	20	86

【園児数】※令和7年（2025年）4月1日時点

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
0	10	13	20	23	25	91

【開所時間】午前7時～午後7時

【職員配置】※令和7年（2025年）4月1日時点

園長	保育教諭	看護師	技能職員	計
1	29	1	4	35

3. 応募の資格・条件

(1) 応募の資格

- ア 幼保連携型認定こども園として継続して運営することができ、かつ、応募日時時点で、認定こども園や保育所等の認可就学前施設を運営している社会福祉法人・学校法人に限定します。
- イ 社会福祉事業に熱意と見識を有し、良好な実績のある事業者であること。
- ウ 関係法令を遵守し、応募事業者自らが幼保連携型認定こども園を設置・運営すること。
- エ 幼保連携型認定こども園設置にあたっては本市の認可を得ること。（豊中市幼保連携型認定こども園設置認可要綱の条件を満たすこと。）
- オ 児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号に掲げられた基準に該当しないこと。
- カ 過去 3 年の所轄庁による指導監査等において、文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の扱いとします。
- キ 本市の教育・保育理念を十分に理解し、教育・保育行政について積極的に協力できること。
- ク 教育・保育の内容については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）」とともに、「豊中市人権保育基本方針」及び「豊中市障害児保育基本方針」、「豊中市教育保育環境ガイドライン」活用を基本として実施すること。
- ケ 地域住民等への説明を事業者の責任において実施すること。
- コ 事業者又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - 公租公課を滞納している者
 - 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - 児童福祉法第 59 条第 5 項に基づく事業の停止等を命じられたことがある者、同条第 1 項に基づく報告に対し虚偽の報告等を行ったことがある者
 - 労働関連法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けている団体
 - 会社更生法及び民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している団体
 - 暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）に該当し、又はその役員等が暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当する団体

《社会福祉法人に対する条件》

- ア 「社会福祉法人に係る審査基準」（参考資料参照）を満たすとともに、社会福祉法等の法令を遵守していること。
- イ 法人監査における指摘改善事項について、改善が図られていること。

(2) 応募の条件

- ア 令和 10 年（2028 年）3 月 31 日までに幼保連携型認定こども園の整備を完了し、教育・保育が提供できる体制を整え、令和 10 年（2028 年）4 月 1 日から開園すること。
- イ 応募に関して要した費用や計画変更に伴って発生した費用については、すべて応募事業者の負担とすること。
- ウ 選定後の協議や地域等への説明により、提案時の開園スケジュールが変更になる場合は、速やかに市と協議し計画変更を行い対応すること。

- エ 基本設計内容（提案図面等）については、選定後においても可能な限り柔軟に対応すること。
- オ 開園月において、利用定員は認可定員と同数を設定すること。（開園翌月以降は在所児童数を鑑み、利用定員の調整が可能です。）
- カ 事業開始時は必ず応募提案時の施設長 1 人及び主幹保育教諭 1 人（引継ぎ・共同保育に参加する者）を配置すること。（ただし、特別な事由による変更は除く。）
※特別な事由とは、施設長及び主幹保育教諭予定者の疾病や退職、個人の事情による勤務地域の大幅な変更等のやむを得ない事由をさします。人事異動等は特別な事由には含まれません。
- キ 運営開始後、幼保連携型認定こども園の会計書類については始期 4 月、終期 3 月とし、施設毎に作成すること。
- ク 野田こども園の「全体的な計画、デイリープログラム、食育計画、年間行事予定」等を参考に、野田こども園が実施してきた教育・保育内容を引き継ぐこと。
- ケ 移管後の園名については、市と協議すること。
- コ 移管後も野田こども園の定員規模を維持し、在籍児童のうち希望する児童を全員引き継ぐこと。
- サ 事業者募集時の在籍児が全員卒園するまでは、野田こども園の保護者負担額を維持すること。
- シ 移管後も地域の避難所（指定一般避難所）としての取組みを引き継ぐこと。
- ス 移管後も野田こども園が実施していた地域団体等との交流・連携を維持すること。
- セ 事業者決定から移管後 3 年目までは移管先事業者・市・保護者で構成する三者協議会を設置することとします。
- ソ 野田こども園で勤務している職員が継続して勤務を希望する場合は、職員等の人材確保の中で検討すること。
- タ 移管前の引継ぎ・共同保育は原則 1 年間とし、それに係る人件費は市から別途補助金を支給します。
- チ 本市において認可就学前施設を運営している事業者が移管先事業者の決定を受けた場合、移管を理由に既存施設の廃止や定員の減少を行わないこと。
- ツ 本市の保育所等設置及び運営者募集に応募あるいは選定済みの事業者が、新たに本募集に申し込む場合、当該申し込みを理由に、既に応募あるいは選定済みであるこれらについて辞退することはできません。仮に上記辞退を行った場合は、本募集の申込受付は行わず、既に申込済みであった場合においても申し込みを無効とします。
- テ 確実に事業が実施できる見込みをもって応募すること。選定中及び選定後に辞退した場合、今後の公立こども園民間移管への応募を制限します。
※選定中及び選定後の辞退は、本市の教育・保育行政全体に大きな支障をきたすこととなります。
選定後に辞退する場合は、本市が辞退理由を公表するとともに、必要に応じて豊中市立幼保連携型認定こども園移管先事業者選定委員会等への説明を行っていただく場合があります。
- ト 応募する事業者は、必ず次の現場説明会に参加してください。（不参加の場合は応募することができません。）

日時：令和 7 年（2025 年）9 月 12 日（金）午後 3 時 00 分～午後 4 時 30 分
集合場所：野田センター（豊中市野田町 1-2）、説明後、貸付土地を見学いただきます。
※雨天決行。公共交通機関をご利用ください。
※前日 17 時 00 分までに参加する旨を事務局にメールを送付してください。
※現場説明会への参加は、1 事業者につき 2 人までとします。

(3) 職員の配置

開園月の前月当初までに、最低基準（*1）を満たしかつ、公定価格基本単価分（*2）の職員構成を整えるとともに、次の要件を満たすこと。

ア 職員数

利用児童数に応じて、「豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第49号）」に基づく保育教諭等を確保すること。

イ 施設長

次のA)及びB)を満たしC)もしくはD)いずれかの経験年数を有すること。

- A) 幹部職員としての資質があること
- B) 専任とし、他の施設と兼務していないこと
- C) 就学前の子どもに関する教育もしくは保育の経験（以下、教育・保育の経験という。）10年以上かつ3年以上の施設長・副園長・主幹保育教諭などの役職経験があること
- D) 社会人経験が10年以上あること（うち就学前施設の施設長経験3年以上）

ウ 主幹保育教諭

次のA)及びB)、C)を満たす職員を確保すること。なお、移管法人が運営する園での勤務経験が5年以上あることが望ましく、上記イ「施設長」をD)の条件で任用する場合は、D)も満たす主幹保育教諭を1人以上配置すること。

- A) 教育・保育の経験が5年以上あること
- B) 施設長に事故があるときは、その職務を代行することができること
- C) 2人以上配置すること
- D) 3年以上の施設長・副園長・主幹保育教諭などの役職経験があること

エ 保育教諭（当分の間の経過措置を適用する場合は保育士又は幼稚園教諭でも可）

常勤職員の確保については、次の事項を満たすこと。

- A) 教育・保育の経験10年以上又は法人が運営する認定こども園等での教育・保育の経験が7年以上の保育教諭を2人以上配置すること
- B) 教育・保育の経験4年以上の者を、1/3以上配置すること（教育・保育の経験10年以上2人を除いた数を母数とする。小数点以下切り上げ。）

※ ここでいう常勤とは、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者とします。

※ B)については、休職期間等がある職員の場合、移管前年度に認定こども園等に勤務していれば、資格を有する過去の経験年数に休職期間等を算入できることとします。

オ 看護師

保育の充実を図るために常勤を1人以上配置すること（ただし、准看護師を除く）

*1 豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第46号）参照

*2 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和7年4月11日こ成保2957文科初第233号）参照

(4) 貸付土地

次の条件により市と借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第1項に規定する事業用定期借地権設定契約を締結するものとします。

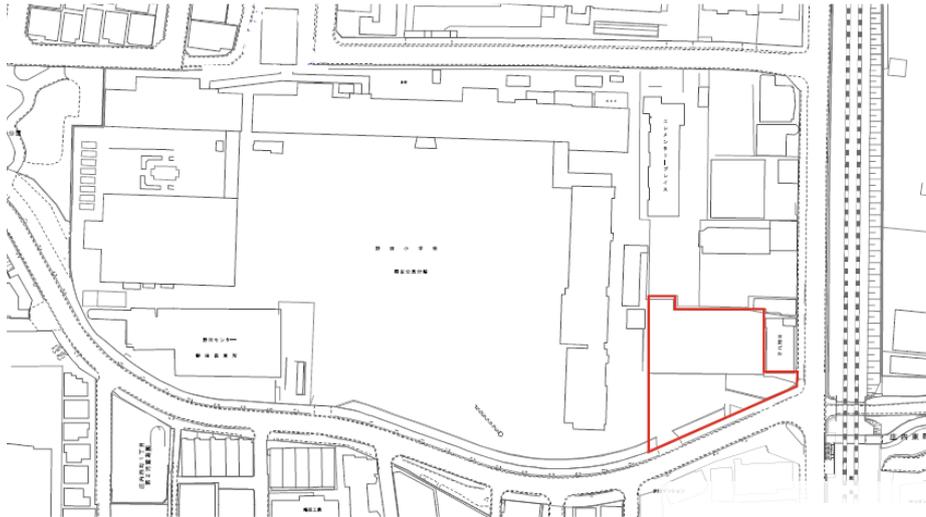
ア 貸付期間

令和10年（2028年）4月1日～令和40年（2058年）3月31日までの30年間とする。

※既存施設の解体工事期間、新築工事期間は、事業者選定後、協議の上、別途、借地契約（無償）を締結します。なお、貸付期間満了に伴う原状回復期間は貸付期間に含むものとします。

イ 貸付土地

豊中市野田町 287-4（地番） 旧野田小学校南東側 面積 1,215.51 m²



ウ 貸付料

月額貸付料は、契約時直近の固定資産税仮評価額及び独立行政法人福祉医療機構社会福祉事業貸付利率を勘案した金額とします。契約の締結時点において、正式な貸付料を決めることとします。なお、保証金は免除します。事業計画作成にあたっての参考額は、月額 287,000 円を使用してください。

エ 用途の指定

事業者は、土地及び建物を本募集により認められた事業に限り使用するものとし、市の許可なく目的外使用や第三者への転貸を行うことはできません。

オ 土地の維持管理

事業者は、工事期間から事業者の責任と負担により当該地等の管理を行い、当該地に投じた必要費又は有益費があっても、市に請求しないものとします。

カ 土地の返還

貸付期間満了のとき、事業者側の理由により契約を打ち切るとき又は契約が解除されたときは、事業者の負担により原状に回復させ、返還する（建物・工作物・地中埋設物一切を取り壊しの上、更地で返還する）こととします。

キ 貸付料の見直し

3年毎の固定資産の評価替え又は経済情勢の変化その他の理由により、市から改定を請求できることとします。

ク その他

契約の解除その他の事項については、事業用定期借地権設定契約公正証書等によります。また、契約に当たり必要な経費は事業者の負担とします。

(5) 整備

ア 事業者による施設整備

事業者が施設を貸付土地内に建設すること。現在は共同利用施設野田センターと複合施設になっていますが、単独施設として整備してください。

イ 関係法令等の遵守

事業者は施設の整備・運営にあたって、次に示す最新の関係法令ならびに市条例等を遵守すること。

- 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 豊中市土地利用の調整に関する条例（平成 16 年豊中市条例第 31 号）
- 豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年豊中市条例第 46 号）
- 豊中市幼保連携型認定こども園設置認可要綱
- その他関連法令・条例等

また、本事業の実施に当たり、事業者の責任において必要な申請手続き、協議等を行うこと。

ウ 園庭

貸付土地内に基準上必要な面積分の園庭（屋上園庭含む）を設けること。

エ 駐輪場・駐車場等

- ・近隣の迷惑にならないよう、貸付土地内に保護者が送迎の際に一時的に利用する自転車駐輪場所、ベビーカー置き場を設けること。
- ・車による送迎に対応するため、貸付土地内に必要な台数分の駐車スペースを確保すること。
また、開園後に駐車スペースが不足する場合は必要な近隣の駐車場等を確保すること。
- ・貸付土地内に、給食の材料搬入や緊急時等に一時的に利用する車の駐停車スペースを確保すること。
- ・本貸付土地は交差点に面していることから、車両進入口は南西側に南向きで整備してください。また、自動車（搬入車両も含む）、自転車及び歩行者等の関係に配慮した動線を計画するとともに、駐車場及び自転車置場の位置及び規模等が適切となるよう配置してください。

オ 調理室及び便所

調理室及び便所の設置については、衛生面、安全面及びプライバシー保護に十分に配慮すること。（市保健所に確認すること。）

カ プール等除却

- ・貸付土地とその周辺にあるプール、機械室、門扉、地下埋設管等は、事業者の責任のもと除却すること。市は、事業者から提案のあった除却負担金を支払います。除却工事完了後概ね 2 か月以内に支払うことを想定しています。除却負担金の支払いに伴い、事業者が要した費用の明細を市へ提出してください。除却に要する費用は次に示す基準価格以下としてください。

基準価額 金 47,100,000 円（税込）

- ・プール等除却にあたっては、貸付土地南側地中（参考資料参照）に給排水管、ガス管があるため、令和 9 年（2027 年）7 月以降撤去すること。ガス設備の廃止時期については、市

と協議の上、撤去してください。また、地盤の状況については、地質調査、土壌汚染状況調査（参考資料参照）を確認してください。

キ 供給処理施設

供給処理施設については、貸付土地の外周までは供給処理施設の幹線等が設置されているので、貸付土地内への引込申請や費用負担等については、事業者が負担するものとし、必要に応じて各供給処理施設の事業者等と事前協議を行ってください。

各供給処理施設の事業者	
電気	関西電力送配電
ガス	大阪ガス
給水	豊中市上下水道局
排水	豊中市上下水道局

ク 貸付土地付近の現況をふまえた対応

- ・旧野田小学校敷地内では、令和8年（2026年）12月末日まで、校舎は「旧野田小学校跡地暫定利活用事業」を行う4事業者が、グラウンド及び体育館は市民が利用しているため、工事にあたって貸付土地外（旧小学校内）を利用する場合には、市と事前に協議してください。

ケ 工事施工上の留意事項

工事の施工は、次の項目に留意し、事業者の責任で進めてください。

- 工事車両の通行等は、道路管理者等の関係機関と協議すること。
- 事業者が行う工事に際して生じる騒音、振動、ほこり等による生活環境上の支障や提案施設等の建設に起因する電波障害、風害、日影等の周辺への影響については、事業者の責任において対応すること。

（6）地域住民等への説明

ア 選定後（基本設計立案時）

選定事業者において、実施設計を始める前に基本設計を基に地域住民等に幼保連携型認定こども園整備の説明を実施し、実施設計に地域住民等の意見を反映できるように進めること。

イ 工事開始前（工事計画案作成後）

選定事業者において、工事概要（特に安全対策や騒音、振動対策等）について説明を行い、可能な限り地域住民等の意見を反映した工事とすること。

ウ ア及びイの実施にあたっては、必ず市へ書面で報告（実施前・実施後）すること。

【参考：主な説明事項】

- ①建物の位置と高さ（日照） ②出入口の位置（駐車場含む） ③換気扇の位置と向き
- ④窓等の位置と大きさ（高さ） ⑤防音対策
- ⑥保護者や園児の安全な動線の確保と交通安全対策 ⑦植栽樹木等の管理
- ⑧工事車両の搬出入経路 ⑨工事騒音や振動
- ⑩地域住民等から要望のある事項 ⑪その他

(7) 市関係部局との調整

- ア 「豊中市土地利用の調整に関する条例」の手続き等については、市都市計画推進部開発審査課と協議を行うこと。
- イ 設計（案）を作成する際は、あらかじめ市都市計画推進部建築審査課及び管轄の消防局等に相談し、その指導に従うこと。
- ウ 調理室、調乳室等の構造設備については、図面作成時にあらかじめ市保健所に相談し、その指導に従うこと。
- エ 上記条例等に関する全ての質問については、本募集で指定する質問方法で受け付けします。(P. 22 参照)

4. 教育・保育事業の概要等

(1) 事業規模

- ア 施設類型は、幼保連携型認定こども園とすること。
- イ 定員については、現在の野田こども園の定員の総数以上の定員、かつ2号認定子ども及び3号認定子どもの各年齢において現在の野田こども園の定員以上の定員を設定すること。
- ウ 定員の年齢構成については、0歳～5歳までとすること。
 - ※0歳～5歳の各年齢を必ず定員設定すること。(0歳を設定せずに1歳～5歳の設定とすることなどは不可、0歳6か月からの受け入れを必須とする。)
 - ※0歳児については、4月当初からしばらくの間、欠員が発生する施設もありますので、0歳児の設定は最小限としてください。(参考資料「令和7年(2025年)4月入所選考後欠員表」参照)
- エ 最終的な定員の構成については、市の指示に従うこと。

(2) 実施事業

- ア 通常保育（日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から土曜日まで）は午前7時から午後6時まで実施すること。
 - ※開園当初及び年度当初の慣らし保育（入園当初の園児の保育環境適応のため通常保育時間より早い時間で保育提供を終了すること）については実施可能ですが、利用者の要望があれば通常保育の提供が可能な旨を十分周知すること。
- イ 少なくとも午後7時まで延長保育を実施すること。
- ウ 一時預かり事業（豊中市一時保育事業実施要綱に規定する「断続的一時保育事業」及び「緊急一時保育事業」）を実施すること。
- エ 障害児保育を実施すること。なお、障害児保育とは医療的ケア児に対する保育も含むものとします。
- オ 本市からの委託に基づき、野田こども園において実施していた地域子育て支援センターを設置すること。なお、同センターの設置にあたっては、子育て家庭などが気軽に立ち寄りやすく、安心して利用できる環境（安全性、動線等）を考慮し、適切な配置及び広さを確保すること。また、このことに必要な委託料については、「重層的支援体制整備事業交付金交付要綱 別表_地域づくり事業_4地域子育て支援拠点事業」の基準額を想定しています。
 - ※利用日時 月曜日から金曜日の午前9時から正午と午後3時から午後5時
- カ 給食については次の点を留意し実施すること。(自園調理を基本としたうえで、調理業務等を別事業者へ委託することは可とします。)

- A) こどもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進に必要な栄養を補給するとともに、望ましい食習慣・生活習慣の形成を図るため、こどもの発育・発達段階に応じた食事を提供すること。
 - B) 「社会福祉施設における衛生管理について」等の国通知における「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理を行うとともに、その他関係法令・通知を遵守し、安全・衛生・栄養・食育等の点に留意して業務を行うこと。
 - C) アレルギー除去食・代替食、宗教食、障害児等への配慮食（刻み、とろみ等）にも対応すること。また、児童の状況に応じた配慮についても、可能な範囲で対応すること。
- キ これまで野田こども園で実施してきた行事を基本的に行うこと。実施する行事の詳細については、三者協議会での協議を経ること。
- ク 自転車駐輪場や駐車スペースにおいて、朝や夕方など保護者の送迎が多くなる時間帯においては、職員等の配置により、保護者や子どもの安全な動線を確認するとともに、近隣の交通状況に配慮すること。
- ケ その他追加の事業（乳児等通園支援事業、休日保育、午後 8 時までの延長保育、児童発達支援事業・放課後等デイサービスほか）を本市の地域課題を踏まえ 1 つ以上は提案すること。ただし、提案された事業の実施を確約するものではなく、実施事業の決定にあたっては、市との協議が必要となります。

5. 幼保連携型認定こども園整備に係る補助金等

(1) 補助金

幼保連携型認定こども園整備に係る補助金（下表参照）は、応募いただいた案件が国の就学前教育・保育施設整備交付金等の対象事業となった際に本市から事業者へ交付します。ただし、下表は現行国制度等に基づくものであり、変更となる可能性があるため、保障されたものではありません。補助金が見込みどおり得られなかった場合においても市は補填等を行うことはできませんので、ご了承のうえ、自己資金を含む資金計画には十分な余裕をもってご応募ください。

また、整備補助金の予算に限りがあるため、事業費が整備補助金の予算の範囲を超える場合は調整を行います。

【補助対象経費等】

工事種別	創設	
補助対象経費①	参考資料「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」別表 1-1 の対象経費	
補助基準額②	認定こども園 (保育部分)	参考資料「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」別表 2-1
	認定こども園 (教育部分)	参考資料「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」別表 2-2
交付額 (上限)	「補助基準額②」と「補助対象経費①の 3 分の 2」と「総事業費から寄付金その他の収入を差し引いた額の 3 分の 2」とを比較していずれか少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に 8 分の 1 を乗じた額を加えた額（＝補助基本額×（1+1/8））	

※応募段階において、事務局が補助金の試算を行うことはできません。

(2) 財産処分

幼保連携型認定こども園整備に係る補助金を活用した建物の耐用年数（下表参照）以前に幼保連携型認定こども園を廃止又は建物を除去した場合は、補助金の一部返還（財産処分）を行う必要があります。土地の貸付期間は 30 年間ですので、ご注意ください。

構 造		耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		47 年
れんが造・石造又はブロック造		38 年
金属造のもの (鉄骨造)	骨格材の肉厚が 4mm 超	34 年
	骨格材の肉厚が 3mm 超 4mm 以下	27 年
	骨格材の肉厚が 3mm 以下	19 年
木 造		22 年

（令和 5 年 4 月 1 日こども家庭庁告示第 9 号を基に本市が作成）

6. 移管に向けた取組み等

(1) 三者協議会の設置

- ア 保護者、移管先事業者、市で構成される三者協議会を選定後速やかに設置すること。なお、移管前までは本市が主催します。
- イ 三者協議会の設置期間は移管後3年が経過するまでとし、移管後は移管先事業者が主催すること。
- ウ 施設整備について、三者協議会で説明すること。
- A) 選定後（基本設計立案時）
選定事業者において、実施設計を始める前に基本設計を基に保護者に幼保連携型認定こども園整備の説明を実施し、可能な限り実施設計に保護者の意見を反映できるように進めること。
- B) 工事開始前（工事計画案作成後）
選定事業者において、工事概要について説明を行い、可能な限り保護者の意見を反映した工事とすること。
- 【参考：主な説明事項】
- ①建物の位置と高さ（日照） ②出入口の位置（駐車場含む） ③換気扇の位置と向き
④窓等の位置と大きさ（高さ） ⑤防音対策
⑥保護者や園児の安全な動線の確保と交通安全対策 ⑦植栽樹木等の管理
⑧工事車両の搬出入経路 ⑨工事騒音や振動
⑩地域住民等から要望のある事項 ⑪その他
- エ 三者協議会では、教育・保育内容、保護者負担、職員の配置、安全対策など幅広い事項について協議し、合意形成を図ること。
- オ 三者協議会は、保護者、移管先事業者、市の三者で協議し、定期的に開催すること。
- カ 三者協議会は、原則として当該園で開催することとし、開催方法は三者で協議すること。
- キ 移管前及び移管後に本市が実施する保護者アンケートに協力すること。三者協議会は、アンケート結果等により、移管先の教育・保育状況等を確認することとします。移管先事業者は改善すべき点があれば改善策を提示し、改善すること。

(2) 引継ぎ・共同保育

- ア 引継ぎ・共同保育のねらい
- ・環境の変化に伴う子どもへの影響を極力減らし、移管後も安定した園生活が継続できることを目標とします。移管前年度の1年間をかけて、児童一人ひとりの特徴を踏まえた関わりや野田こども園の教育・保育内容等を引継ぐとともに、児童・保護者と移管先事業者職員の信頼関係を築くための期間とします。
 - ・全クラスの教育・保育内容を把握できるよう、引継ぎ体制計画書等（様式5-13）を基に、市と協議して実施してください。
- イ 期間
期間は、移管前年度（令和9年度）の4月から3月とします。
- ウ 方法
次のスケジュールで各予定者が園に訪問し、引継ぎ・共同保育を実施します。

	人数	4月～9月	10月～12月	1月～3月
施設長予定者	1人	1日/週	2日/週	5日/週
主幹保育教諭予定者	1人	5日/週	5日/週	5日/週
保育教諭予定者 (担任予定者)	4人(5歳児クラス以外)	—	—	5日/週
地域支援員予定者 (教育・保育の経験4年以上)	1人	—	—	3月から訪問 5日/週
看護師予定者	1人	—	—	3月から訪問 5日/週
調理員予定者	1人	—	—	3月から訪問 2日/週
用務員予定者	1人	—	—	移管直前5営業日前

エ 確認事項

	施設長予定者	主幹保育教諭予定者	保育教諭予定者
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●園児の様子や行事を含めた教育・保育内容、設備面や近隣の状況等を含む園の全体像を把握する。 ●地域支援にかかる事業内容を把握する。 ●保護者懇談会の参加や個々の保護者との面談等保護者との関係の基礎をつくる。 ●園児との関係づくりをする。 	—	—
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月	<ul style="list-style-type: none"> ●業務の引継ぎ状況を確認、調整する。 ●新入園児の受入面談を実施する。 ●新年度に向けての作業等を引き継ぐ。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ●園全体の雰囲気慣れ教育・保育内容を知る。 ●担任予定クラスの園児・保護者との関係づくりをする。 ●園児の個性や特徴を知って関わる。 ●日々の業務を引き継ぐ。 ●新年度に向けて準備する。
12月			
1月			
2月			
3月			

	地域支援員予定者	看護師予定者	調理員・用務員予定者
3月	<ul style="list-style-type: none"> ●事業内容を知って、一緒に事業に取り組みながら、地域の親子の状況を知る。 ●各クラスとの連携や地域関係機関との連携を知る。 ●保護者の許可を得て、地域の保護者の相談業務に同席し、業務内容・対応を知る。 ●園の年間の事業の組み立て方を知って、新年度に向けての事業計画を考える。(年間の取組みを見てきた主幹保育教諭も参加し、計画を立てる。) ●とよふあみのシステムの活用方法を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●園児の健康や発育及び発達状態を把握する。 ●新入園児の健康診断に立ち会い、入園に向けての聞き取りを行う。 ●年間業務・日常業務の内容を把握する。 ●園児・保護者と顔見知りになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●給食業務(離乳食・アレルギー食・宗教食等を含む)、環境業務の内容を把握する。

A) 引継ぎ・共同保育の際の留意点について

- ① 年間を通して、園内及び園周辺の環境を把握し、季節に応じた教育・保育の引継ぎを行うこと。
- ② 日常の教育・保育について引継ぎを行うこと。
- ③ 送迎時の対応等を通じて、保護者と十分なコミュニケーションをとる機会を確保すること。
- ④ 園近隣の住民や関係機関との関係を構築すること。
- ⑤ 1月：1日の流れを知り、現職員と連携して教育・保育を行うこと。
2月：部分的にクラス運営を行い、様子を把握すること。
3月：1日を通したクラス運営を行い、1日の流れを把握すること。
- ⑥ 次年度のクラス担任を決定する際の参考にするため、1～5歳児の各クラスの特徴をつかむこと。
- ⑦ 1～4歳児の担任予定クラスの子どもの特徴（性格、アレルギーの有無、園における過ごし方等）を把握すること。
- ⑧ 園児が新しい担任に慣れる期間を確保すること。
- ⑨ 障害児等特別な配慮を要する園児の対応の引継ぎを行うこと。
- ⑩ 保育教諭予定者が通常勤務・早番・遅番に入り、全ての保護者と面識を持ち、信頼関係を構築すること。
- ⑪ 地域の親子の利用状況や地域関係機関等を把握しながら、地域支援事業を現職員と連携して実施すること。
- ⑫ 在園児や新入園児の健康・発育を把握しつつ、現職員と連携しながら保健衛生に努めること。
- ⑬ 給食に関わる様々な業務や衛生的な取組みを維持できるよう引継ぎを行うこと。

B) 費用の支払いについて

経費については、次の参考額を上限に実際に要した額を市が令和9年度予算から支払うことを予定しています。

※事業計画作成にあたっての参考額は、次の額を使用してください。

- ① 施設長予定者：20,189円/日
- ② 主幹保育教諭予定者：18,223円/日
- ③ 保育教諭予定者：12,556円/日
- ④ 地域支援員予定者：12,556円/日
- ⑤ 看護師予定者：16,924円/日
- ⑥ 調理員予定者：10,235円/日
- ⑦ 用務員予定者：10,235円/日

オ 共同保育期間中（令和10年1月～3月）の情報交換について

- A) クラスごとに移管前の担任から移管後の担任予定者に対して、情報交換を行う機会を少なくとも週に1回設けるので参加すること。
- B) クラスごとに実施した情報交換のうち、特に必要があると考えられる情報について、園全体で情報交換を行う機会を少なくとも月1回設けます。また、その機会について、移管先事業者が記録を残し、市に提出すること。

(3) アフターフォロー

ア アフターフォローのねらい

移管後1年間、移管前の野田こども園のスタッフが定期的に移管園を訪問することで、教育・保育内容や移管条件の履行が適切に実施されているかを確認し、助言を行うことで、児童に急激な変化による過度な負担を与えることなく、計画的に円滑な引継ぎを行います。

イ 期間

期間は、移管当年度（令和10年度）の4月から3月とします。

ウ 方法

移管後の教育・保育を実施する移管先事業者に所属する保育教諭等のスタッフに対して、アフターフォローを担当する市の保育教諭等が定期的に訪問し、助言等を実施します。ただし、移管後の園の教育・保育を実施する訳ではありません。次の者が記載の期間、訪問することを想定していますが、状況により移管先事業者と協議のうえ、変更する場合があります。

- ① 当該園に勤務していた園長・副園長等：原則1年間
- ② 乳児担当の保育教諭代表：4～9月の6か月間
- ③ 幼児担当の保育教諭代表：4～9月の6か月間
- ④ 看護師：4月の1か月間
- ⑤ 栄養士：4月の1か月間

※アフターフォローを担当する保育教諭については、市の人事異動内申の関係から移管前の3月下旬の発表となります。

※アフターフォローを担当する市の保育教諭等が訪問した際に、滞在するスペースと机・椅子等を準備してください。

エ 情報交換

- A) 移管後、市が引き継いだ教育・保育方針と移管先事業者の実施内容に差がある場合は、アフターフォローを担当する市の保育教諭を通じて、市の意見を移管先事業者に伝えます。
- B) アの情報交換をもって実施内容の差が埋まらない場合や引継ぎ内容に疑義が生じた場合は、移管先事業者の保育教諭とアフターフォローを担当する市の保育教諭が協議する場を設ける他、三者協議会での協議を検討すること。

オ 福祉サービスの第三者評価

移管後1年後に福祉サービスの第三者評価を受審すること。また、評価結果を公表すること。

7. 審査・選定

(1) 審査及び事業スケジュール

本募集におけるスケジュールは次のとおりです。変更等が生じた場合は、応募者に対して改めて通知します。幼保連携型認定こども園開設までの詳細な流れは、参考資料「応募スケジュール」をご参照ください。

項目	日 程	
	第1次審査を実施する場合 (応募が4者以上)	第1次審査を実施しない場合 (応募が4者未満)
募集要項の公表	令和7年(2025年)8月27日(水)	
現場説明会	令和7年(2025年)9月12日(金)午後3時00分から ※事前連絡が必要 ※不参加の場合応募不可	
質問の受付	令和7年(2025年)10月3日(金)午後5時15分まで ※電子メールにて受付	
質問の回答(最終)	令和7年(2025年)10月17日(金)午前9時 ※市ホームページにて回答を公表	
申込書の提出期限	令和7年(2025年)10月31日(金)午後5時15分まで	
第1次審査(書類審査) ※応募が4者以上となった場合のみ実施	令和7年(2025年)11月中旬	実施なし
第1次審査結果の通知 ※電子メールにて通知	令和7年(2025年)11月下旬	—
既存園の視察	令和7年(2025年)12月上旬	令和7年(2025年)11月下旬
第2次審査(ヒアリング審査) ※日時・場所等は書類審査終了後に電子メールにて通知	令和8年(2026年)1月上旬	令和8年(2026年)1月上旬
第2次審査結果の通知 ※電子メールにて通知	令和8年(2026年)1月中旬	令和8年(2026年)1月中旬
在園児保護者・職員説明会	令和8年(2026年)3月31日まで (選定後の当年度末まで)	
旧プール解体	令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで (選定後の翌年度)	
工事期間	令和9年(2027年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日まで (選定後の再来年度)	
引継ぎ・共同保育	令和9年(2027年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日まで (選定後の再来年度1年間を通して実施)	

事業開始	令和 10 年（2028 年）4 月 1 日
アフターフォロー	令和 10 年（2028 年）4 月 1 日から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日まで （事業開始後 1 年間）
第三者評価	令和 11 年度（2029 年度） （事業開始から 2 年目）

項目	R7年度				R8年度				R9年度				R10年度				R11年度	R12年度
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-3	4-3
こども園移転		公募●	→	●事業者決定								引越し●	●開園					
旧プール解体				旧プール解体●	→													
建築準備		設計	開発協議	●建築確認	→													
新築工事								工事●	→									
保護者対応	●保護者説明会		三者協議会●	→														→
引継ぎ等							引継ぎ・共同保育●	→					アフターフォロー●	→				●第三者 評価受審

（2）審査方法等

- ア 本募集要項に基づく事業者の決定については、市が設置する豊中市立幼保連携型認定こども園移管先事業者選定委員会（以下、選定委員会という。）で審査を行います。選定委員会では合議にて審査結果を確定します。なお、選定委員会の会議は非公開とし、審査の途中経過に関する質問や審査結果等の決定に対する異議等は一切受け付けません。
- イ 応募事業者が 4 者以上あった場合のみ、事前に第 1 次審査（書類審査）を行い、第 2 次審査（ヒアリング審査）の対象者を 3 者に絞ります。
- ウ 第 1 次審査（書類審査）を通過した応募事業者に対し、提案書に基づく第 2 次審査（ヒアリング審査）を行い、審査基準に基づく総合評価で 1 位の者を事業者として選定します。第 2 次審査（ヒアリング審査）の前に、選定委員会委員のうち数人が、応募事業者が運営している就学前施設を視察し、事前調査を行います。
- エ 第 1 次審査（書類審査）及び第 2 次審査（ヒアリング審査）の結果、それぞれの審査において、全体配点（加点部分を除く）の 60%未満の応募事業者は、順位が 1 位の場合であっても事業者として選定しません。

《第 2 次審査（ヒアリング審査）》

- ◆当日の出席者は、3 人以内とし、全てこの事業に携わる者とし、可能な限り事業責任者及び施設長就任予定者が出席してください。
- ◆第 2 次審査の日程及び詳細については、改めてご連絡します。
- ◆各応募事業者につき 20 分以内のプレゼンテーションの後、質疑応答を行います。（全体で約 60 分間）
- ◆応募書類以外にプレゼンテーションで使用する資料（電子データ、紙媒体を問わない）がある場合は、事前に提出していただきます。（提出時期等の詳細は、別途、市からご連絡します。）
- ◆パワーポイント等を使用する場合に必要な機材は全て、応募事業者で用意してください。本市は、スクリーンと電源のみ用意します。

- オ 本市は、選定委員会による選定結果を尊重し、移管先を決定し、速やかに移管先事業者と移管に関する覚書を締結します。

《その他》

- ・本募集要項による応募及び協議については、開設予定の事業者が直接行うこととします。
- ・選定結果は、全応募事業者に書面にて通知するとともに、市ホームページでも公表します。

(3) 審査項目

部門	項目	内 容		配点
教育・保育サービス関係	基本運営方針等	児童福祉の視点・公共性・公益性を持ち、社会的使命を担っている事業者であること	応募の目的や幼保連携型認定こども園運営の基礎となる運営方針、これまでの実績について、評価・審査を行います。	20
	教育・保育理念等	同上	教育・保育理念及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の理解と指導計画等作成時の考え方について、評価・審査を行います。	20
	教育・保育内容等	子どもの未来の発育・育ちを重視し、子どもの視点に立った優良な教育・保育を実施しており、市の理念も理解していること	教育・保育の質の向上に向けての取組み（研修体制、職員間の連携体制、評価体制）、児童に対する保健衛生や食に関すること（食育、食物アレルギー対応）、豊中市人権保育基本方針に基づく人権保育等及び不適切保育への対応等について、評価・審査を行います。	90
	対応能力等	安定した運営を実施していくための対応能力を有していること	保護者対応の姿勢、苦情解決体制や安全管理体制等（事故防止策、施設管理、防災防犯対策）について、評価・審査を行います。	30
	運営計画等	幼保連携型認定こども園の開園に向けての準備、適切な施設計画であること	開園に向けての地域住民等への対応、教育・保育環境を向上することができる施設となっているか、職員確保方策、開園以降の職員配置の考え方等について、評価・審査を行います。	35
	引継ぎ	野田こども園で実施していた内容を引き継いで実施するための方法	野田こども園が培ってきた教育・保育内容に加え、セーフティネット機能等や地域子育て支援センター機能等を引き継ぎ、向上させるためにどのような取組みを実施するかについて、評価・審査を行います。	15
	その他追加の事業	多様化している子育て支援ニーズへ対応する新たな事業を提案していること	豊中市の実情を踏まえ、多様化している子育て支援ニーズへ対応するために、事業者が培ってきたノウハウ等を活かし、野田こども園の取組みに加えて実施する新たな事業及びその手法等について、評価・審査を行います。	25

	地域支援	地域子育て支援センター等を引き継ぐための方法	野田こども園で実施していた地域子育て支援センター等の未就園児とその家庭を支援する取組みを引き継ぐための手法等について、評価・審査を行います。	35
	労務関係	日々の教育・保育を充実するために、職員の安定雇用を考慮した労働環境の確保等がされていること	労働関係法規を遵守した運営を行っているか、昇格・昇給体制、スキルアップ体制、人材定着のための考え方等について、評価・審査を行います。	15
	財務関係	運営の安定性・継続性が担保されていること	子どもや保護者が安心して教育・保育サービスを楽しむことができるかどうかの視点にたち、事業者の財務状況等について、評価・審査を行います。	15
加点部分	利用定員の増加	利用定員（2号認定こども・3号認定こども）を20人以上増加する場合に加点します。 増加する定員が一部年齢に偏っている場合は一部加点とします。		15
	地域理解	豊中市内において認可就学前施設（保育所、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園）を運営している場合に加点します。 現在、豊中市から選定を受けて新規認可就学前施設を開設準備中の場合や、豊中市に隣接している市（大阪市、吹田市、箕面市、池田市、尼崎市、伊丹市）において認可就学前施設を運営している場合には一部加点します。		15
	環境配慮	選定後に、ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready のいずれかの認証を受ける場合に加点します。		5

（４）選定後の手続き

- ア 選定を経て決定した事業者は、関係法令はもとより本募集要項の諸条件を遵守し、提出した各計画等は必ず履行すること。
- イ 選定を経て決定した事業者は、本市と移管に関する覚書を締結することとします。また、締結する覚書等に記載する各種事項については、信義誠実の原則に基づいて履行すること。
- ウ 幼保連携型認定こども園認可申請等を行うこと。ただし、本選定で認可予定事業者となることをもって、幼保連携型認定こども園の認可を確約するものではありません。

（５）設置・運営者決定の取り消し

- ア 幼保連携型認定こども園の設置・運営が困難と市が判断した場合は、決定を取り消すことがあります。
- イ 三者協議会の設置や引継ぎ・共同保育の実施ができない、また民間移管実施日までの設置認可ができないと本市が判断した場合は、移管先事業者の決定を取り消すことがあります。

ウ 次の行為を行った場合、事業者を失格とします。また、選定結果通知後に次の行為を行った場合は、決定された場合であっても、結果を取り消し、事業者を失格とします。

- 選定の前後に、事業者が選定委員会委員に直接・間接を問わず連絡を求め、または接触した場合、そのほか市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合
- 応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があったと認められる場合
- 応募書類の提出後、次の事項が確認された場合
 - ①重要事項（施設構造、施設規模、定員、階数、資金贈与者、施設長予定者等）を市の承諾なく変更した場合（重要事項に該当しない変更についても随時事前に協議が必要です。）
 - ②預金残高が必要とされる自己資金額に満たないと確認された場合
 - ③建設用地について、建築基準法等による制限に関して各所管課と協議を行っていないと確認される場合
 - ④応募後の本市からの指示事項に正当な理由なく従わない場合
 - ⑤上記のほか、本市が不適切と認める場合

8. 応募手続き

（1）応募書類の提出について

ア 提出先（事務局）

豊中市 こども未来部 こども政策課 認可指定係
豊中市中桜塚 3-1-1（豊中市役所第二庁舎 3 階）
TEL：06-6858-2452（直通） FAX：06-6854-9533
E-mail：ninka-shidou@city.toyonaka.osaka.jp

イ 提出期限

令和 7 年（2025 年）10 月 31 日（金）午後 5 時 15 分まで

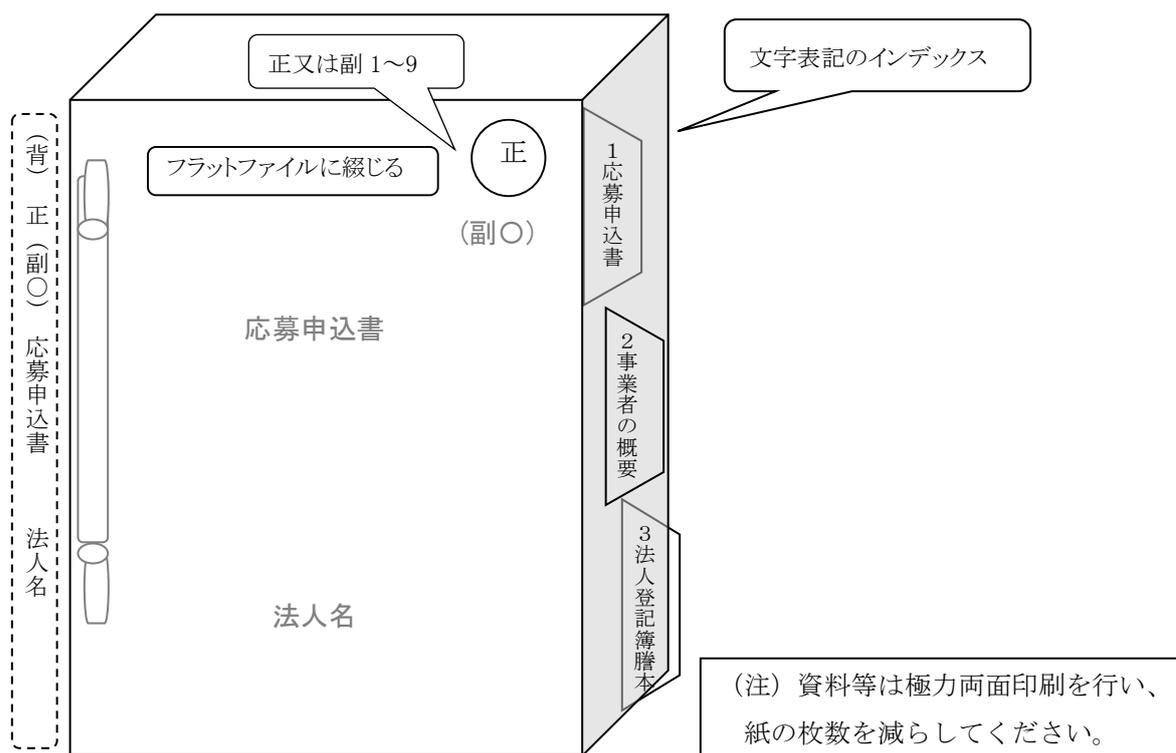
※提出書類の分割提出は認めません。また、本市による指示以外で期限後の書類の追加提出や差し替えはできませんので、余裕をもってご提出ください。

ウ 提出方法

- ・事前にお電話にてご連絡のうえ、持参してください。（郵送不可）
- ・持参に加え、以下の URL から電子データを豊中市電子申込システムで提出してください。
https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9708

エ 提出書類

- ・必要書類：「10. 提出書類一覧（P. 23）」のとおり
※各様式については、市ホームページから取得してください。窓口での配布は行いません。
- ・提出部数：正本1部、副本9部（コピー可）
- ・形式：所定の様式以外は原則としてA4判（縦）（図面はA3判）。「10. 提出書類一覧（P. 23）」の順番に並べ、下図のとおり適宜インデックスを付け、フラットファイルに綴じて提出。
- ・提出された書類は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）に定めるところにより、不開示情報を除き公開される場合があります。なお、開示の対象は、選定を経て決定した事業者のみとします。



(2) 応募に関する質問の受付・回答

本募集要項等の内容に関する質問は、次の方法により提出すること。

ア 質問及び回答の方法

- ・市ホームページに掲載している質問書に質問内容を簡潔にまとめ、事務局あてに電子メールにて提出してください。(電話での質問は受け付けません。)
- ・回答については、随時、市ホームページで公表します。
- ・応募する際には、回答内容を確認し、提出書類等を作成してください。

イ 質問提出期限

令和7年(2025年)10月3日(金)午後5時15分

ウ 質問に対する回答の最終公表日時

令和7年(2025年)10月17日(金)午前9時

※都合により日程を変更する場合があります。

9. 提出・問合せ先(事務局)

豊中市 こども未来部 こども政策課 認可指定係
 豊中市中桜塚3-1-1(豊中市役所第二庁舎3階)
 TEL: 06-6858-2452(直通) FAX: 06-6854-9533
 E-mail: ninka-shidou@city.toyonaka.osaka.jp

10. 提出書類一覧

項目	内容	様式
1-①応募申込書	応募申込書	様式1
1-②事業者の概要	事業者の概要	様式2
	監査の状況に関する書類（監査結果通知書、改善報告書等）	様式自由
	代表者及び施設長 履歴書	様式3
	現在運営している施設又は事業に関する資料（パンフレット等、概要が分かるもの）	様式自由
1-③法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（応募申込日前3か月以内に発行されたもの）	原本
1-④定款又は寄附行為	定款又は寄附行為（最新のもの）	原本の写し
2 認定こども園（設置・運営）計画書	幼保連携型認定こども園（設置・運営）計画書	様式4-1
3 各室面積表	各室面積表	様式4-2
4 整備スケジュール	開設までの日程表	様式自由
5 基本計画図面等	①配置図 ②平面図 ③施設の状況（パース図・写真等） ④立面図	様式自由

項目	内容	様式
6-①基本運営方針等	運営方針等説明書 (1) 応募の目的・動機 (2) 事業者の児童福祉や地域福祉の関わり (3) 教育・保育理念 (4) 年間指導計画策定の考え方 (5) 教育・保育の質の向上のための方策 (6) 子どもの健康状況を把握するための方策 (7) 人権保育の考え方と進め方 (8) 幼保連携型認定こども園における虐待等・不適切保育への対応 (9) 保護者対応の視点・苦情解決体制・システム等の視点 (10) 幼保連携型認定こども園における安全管理や安全確保のための方策 (11) 開設準備時・開設後の職員体制 (12) 開設施設計画等 (13) 引継ぎ体制 (14) 新たに実施する事業 (15) 地域貢献の方策 (16) 労働環境の確保・安定雇用のための方策 (17) 経営の安全性、応募事業の収支・資金計画	様式 5-1 ～ 様式 5-17
6-②従事職員計画(開設後)(採用・雇用方法を含む)	◆資格、経験(採用資格、実務経験について) ◆雇用形態(常勤職員とその他職員について) ◆研修体制(採用時、従事後)	様式自由
※右記◆について記載すること	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(シフト表)	様式 6
6-③労働基準法等の規定に関する書類	就業規則(労働基準監督署受付印のある事業主控) ※賃金等の別規定も含めて提出のこと	様式自由
※現在運営する施設等に関する右記の書類	時間外労働・休日労働に関する協定届(労働基準監督署受付印のある事業主控) 前年度労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書(一部) ※全員分は不要	法定様式

項目	内容	様式
	配置職員ローテーション表（最も直近に開園した認可施設について令和7年4月のうち児童最多登園日のもの）	様式7
7-①資金計画	施設整備費の事業別収支一覧表	様式8
	収支シミュレーション（借入金元金の返済が終了するまでの期間について作成すること）	様式9
	収支シミュレーション<人件費内訳>	様式10
	借入金返済計画	様式11
	その他、人件費試算等の資料	様式自由
7-②決算書等	直近3年間の決算書類、計算関係書類 ※社会福祉法人は、計算関係書類も提出すること。 ※計算関係書類：貸借対照表、収支計算書、同付属明細書（本部及び拠点ごとの注記を含む）	様式自由
	法人税及び法人市民税について、滞納のないことの証明書（前3事業年度分） ※非課税事業者など証明書を発行できない場合は「非課税事業者であることの申告書（任意様式）」を添付	・法人税は納税証明書（その4） ・法人市民税は納税証明書
	預金残高証明書（自己資金分について、応募申込日前1か月以内に発行されたもの）	様式自由
	借入残高に関する法人の申出書（借入残高がある場合は、応募申込日前1か月以内に発行された残高証明書を添付）	
	代表者の所得税及び市（府）民税について、滞納のないことの証明書（前3年分）	・所得税は納税証明書（その4） ・市（府）民税は納税証明書
8 その他	誓約書（事業者用）	様式12
9 ZEB等の考え方	「7. 審査・選定（3）審査項目の環境配慮（P.20）」に記載しているZEB、Nearly ZEB、ZEB Readyのいずれかの認証を受けようとする場合は、認証を受けるために必要となる設計や取組み内容について考え方を記載したもの。	様式自由

※原本証明は全ての書類について不要です。

※審査に必要な場合は追加資料を求める場合があります。